

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部情報公開課）…一

### 告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一  
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二  
○生活保護法による介護機関の指定……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…三

### 告示（選）

○令和元年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………四  
○令和二年東京都選挙管理委員会告示第三百三十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………四  
○令和二年東京都選挙管理委員会告示第五百五十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………四  
○令和三年東京都選挙管理委員会告示第七十一号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………五  
○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…五

## 規則

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）…六  
東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和四年十一月十一日  
東京都知事 小池 百合子

### 東京都規則第二百十三号

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則（平成十一年東京都規則第二百三十二号）の一部を次のように改正する。  
第一条の二第三号中「第七十七条」を「第六十五条」に、「第四十二条」を「第一百四十五条」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 東京都告示第四百六十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

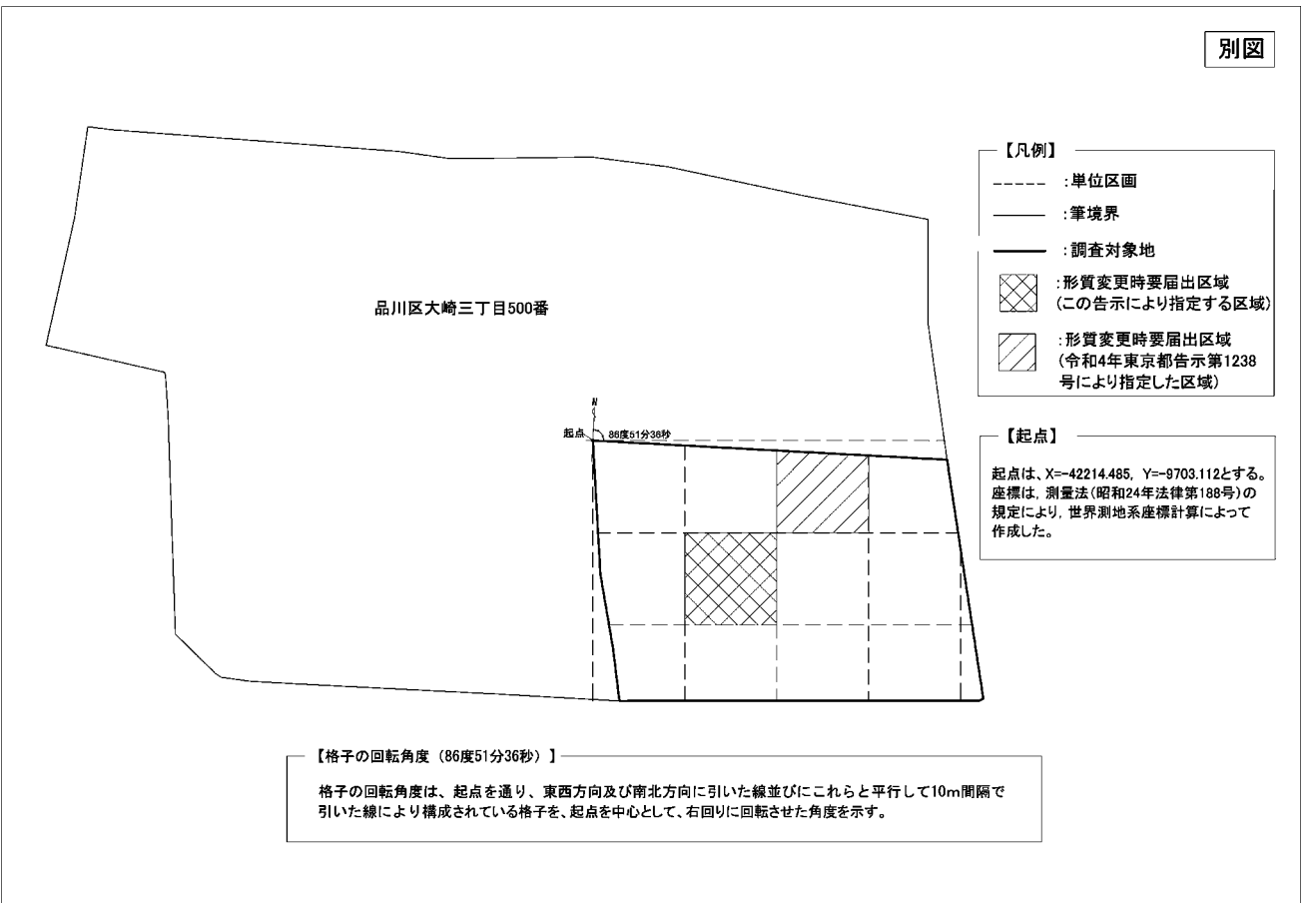
令和四年十一月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区大崎三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千三十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

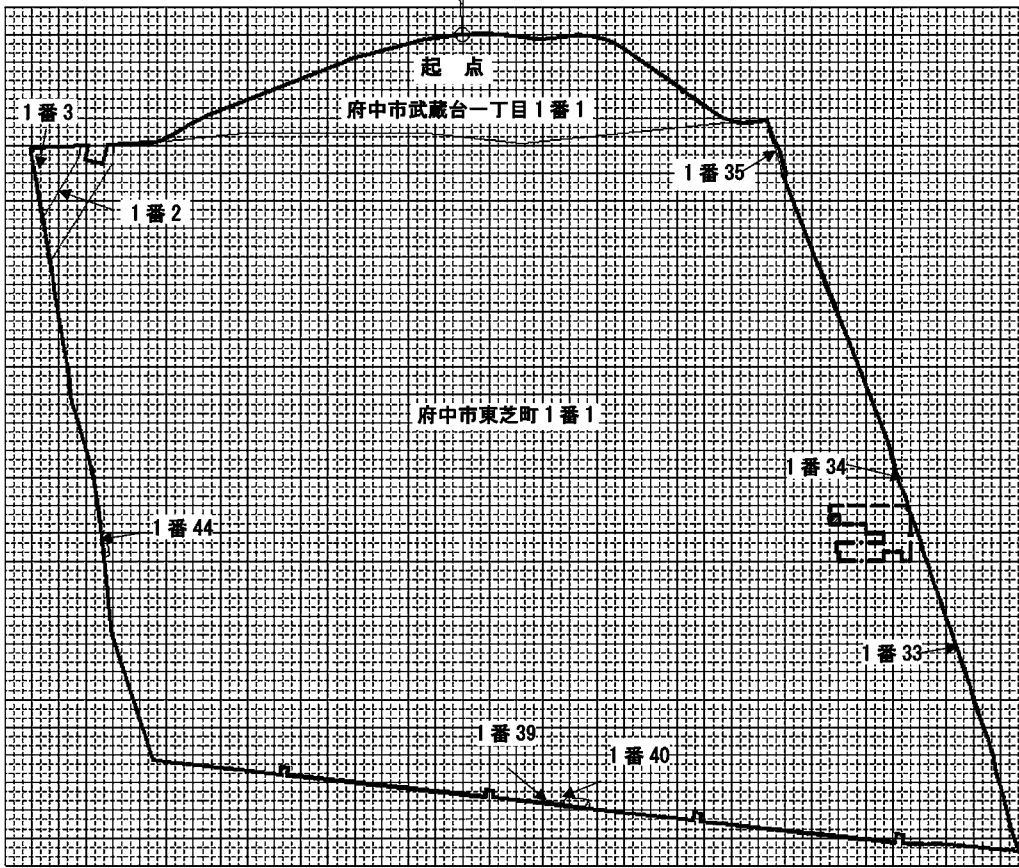
令和四年十一月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市東芝町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

4度25分13秒



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は府中市武蔵台一丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度4度25分13秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十一月十一日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1334940375	小山 亨	東京都武蔵村山市本町2-16-2	小山歯科クリニック	東京都武蔵村山市本町1-49-2	居宅療養管理指導	令和4年7月1日
1334940375	小山 亨	東京都武蔵村山市本町2-16-2	小山歯科クリニック	東京都武蔵村山市本町1-49-2	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月1日
1371207422	医療法人社団白寿会	東京都世田谷区等々力4-7-16	介護老人保健施設 玉川すばる	東京都世田谷区瀬田4-1-14	訪問リハビリテーション	令和4年10月1日
1371207422	医療法人社団白寿会	東京都世田谷区等々力4-7-16	介護老人保健施設 玉川すばる	東京都世田谷区瀬田4-1-14	介護予防訪問リハビリテーション	令和4年10月1日
1372400240	社会福祉法人ほうえい会	東京都西多摩郡日の出町平井字谷戸3052	栄光の杜	東京都西多摩郡日の出町平井字谷戸3052	介護予防短期入所生活介護	令和4年7月1日
1342055069	柳澤 徹	東京都練馬区石神井町7-9-18	柳沢薬局	東京都練馬区石神井町1-8-3 サマリヤマンション1階	居宅療養管理指導	令和4年8月1日
1342055069	柳澤 徹	東京都練馬区石神井町7-9-18	柳沢薬局	東京都練馬区石神井町1-8-3 サマリヤマンション1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月1日
1372801264	株式会社たむら	東京都青梅市駒木町1-801	ケアサービスつくしんぼ	東京都青梅市駒木町1-811-2	居宅介護支援	令和4年7月1日
1341256767	有限会社シーズウェルネス	東京都世田谷区喜多見9-1-7	共立薬局	東京都世田谷区喜多見8-18-10 小泉ビル1階	居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1341256767	有限会社シーズウェルネス	東京都世田谷区喜多見9-1-7	共立薬局	東京都世田谷区喜多見8-18-10 小泉ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年10月1日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四百一十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十五選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和元年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号)の一部を次のように訂正する。

令和四年十一月十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十五選挙区支部の部2支出総額の項中「52,134,974」を「52,098,974」と、「13,347,844」を「13,383,844」に改め、同部4支出の内訳の項中「21,059,059」を「21,023,059」と、「9,216,111」を「9,180,111」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第四百一十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、西村えみ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和二年東京都選挙管理委員会告示第三百三十七号)の一部を次のように訂正する。

令和四年十一月十一日

東京都選挙管理委員会

西村えみ後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額  
前年繰越額 0  
本年収入額 0」

「1 収入総額  
前年繰越額 0  
本年収入額 1,611,776」

改め、同部2支出総額の項中  
「(翌年への繰越額) 0」を  
「(翌年への繰越額) 1,611,776」に

改め、同部3資産の内訳の項を5資産の内訳の項とし、  
同部2支出総額の項の次に次の二項を加える。

3 本年収入の内訳  
寄附の総額 1,611,776

政党匿名分を除く寄附の額 1,611,776  
政治団体からの寄附 1,611,776

4 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)  
(寄附者) (金額) (事務所の所在地)

(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)  
日本維新の会 1,611,776 大阪府大阪市

●東京都選挙管理委員会告示第四百一十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十五選挙区支部及び西村えみ後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和二年)

年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号)の一部を次のように訂正する。

令和四年十一月十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十五選挙区支部の部1収入総額の項中「64,664,729」を「64,700,729」に、「13,347,844」を「13,383,844」に改め、同部2支出総額の項中「62,834,751」を「62,798,751」に、「1,829,978」を「1,901,978」に改め、同部4支出の内訳の項中「28,560,472」を「28,524,472」に、「14,755,271」を「14,719,271」に改める。

西村えみ後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額 0 を  
前年繰越額 0」を  
「1 収入総額 1,611,776 に  
前年繰越額 1,611,776」に改め、同部2支出総額の項中  
「 (翌年への繰越額) 0 を  
「 (翌年への繰越額) 1,611,776」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二選挙区支部、自由民主党東京都第二十五選挙区支部、辻清人後援会、西村えみ後援会及び緑の党グリーンズジャパン東京都本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治

団体の収支報告書の要旨(令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号)の一部を次のように訂正する。

令和四年十一月十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二選挙区支部の部1収入総額の項中「23,655,288」を「24,655,288」に、「21,014,000」を「22,014,000」に改め、同部2支出総額の項中「1,153,463」を「2,153,463」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「6,360,000」を「7,360,000」に、「4,000,000」を「5,000,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「4,000,000」を「5,000,000」に改める。

自由民主党東京都第二十五選挙区支部の部1収入総額の項中「49,017,937」を「49,089,937」に、「1,829,978」を「1,901,978」に改め、同部2支出総額の項中「40,557,211」を「40,521,211」に、「8,460,726」を「8,568,726」に改め、同部4支出の内訳の項中「9,314,629」を「9,278,629」に、「2,955,948」を「2,919,948」に改める。

辻清人後援会の部2支出総額の項中「5,969,071」を「6,969,071」に、「7,278,679」を「6,278,679」に改め、同部4支出の内訳の項中「5,969,071」を「6,969,071」に、「4,000,000」を「5,000,000」に改める。

西村えみ後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額 1,022,782 を  
前年繰越額 0」を  
「1 収入総額 2,634,558 に  
前年繰越額 1,611,776」に改め、同部2支出総額の項中「0」を「1,611,776」に改め

る。

緑の党グリーンズジャパン東京都本部の部1収入総額の項中「2,392,828」を「2,454,178」に、「2,242,770」を「2,304,120」に改め、同部2支出総額の項中「1,598,000」を「1,659,350」に改め、同部3本年収入の内訳の項中  
「 個人からの寄附 2,059,770」を  
「 個人からの寄附 2,059,770  
本部又は支部から供与された交付金に係る収入 61,350  
緑の党グリーンズジャパン 61,350」に改める。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十一月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

あきる野市野辺字川原千二百 東大和市向原四丁目二十一  
五十五番三の一部 番地七

株式会社キョーワハウス  
代表取締役 高橋 欣尚  
狛江市駒井町二丁目三百六十 練馬区石神井町二丁目二十  
番二及び同番三 六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和四年十一月十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 月日 指定番号 新商号又は旧商号又はは名称 名称 事業所所在地

令和四年九月三十日 五六九四 ACTI IR 株式会社A 文京区本郷二丁目十七番五号 ツイン壱岐坂三〇二

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新事業所所在地 旧事業所所在地

令和四年九月七日 五六四八 株式会社小杉設美 足立区大谷田三丁目十番十九号 ガレージハウス大谷田一〇二号室 足立区伊興三丁目二十番一号 サークルハウス竹ノ塚参番館一〇九号室

同月十二日 五六〇〇 株式会社タニムラ 板橋区赤塚二丁目三十番二十九号 ニュー池袋ハイツ五

同月三十日 五六九四 ACTI 9 株式会社A 文京区本郷二丁目十七番五号 ツイン壱岐坂三〇二

三 代表者を変更した事業者

受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名

令和四年九月六日 四〇六四 吉川施設工業株式会社 吉川 伸子 下郡山伸子

同日 二二三二 有田株式会社 石川 和男 石川 弘

同日 五六〇〇 株式会社タニムラ 谷村 大地 谷村 隆一

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号一箇月六、六〇〇円(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

